

建設コンサルタント登録規程違反による登録部門の消除について

記 者 発 表 資 料

沖縄総合事務局は、建設コンサルタント登録規程に違反した業者に対し、別紙のとおり40社45登録部門を消除しました。

平成19年6月19日

沖縄総合事務局 開発建設部

記 者 発 表

沖縄総合事務局 記者クラブ

問 い 合 わ せ 先

内閣府 沖縄総合事務局開発建設部 建設産業・地方整備課



内閣府

課 長 竹 富 信 也
課長補佐 秋 山 恵 一

住 所: 那覇市前島2-21-13

電話番号: 098-866-0129(直通)

建設コンサルタント登録規程違反による登録部門の消除について

1. 概 要

建設コンサルタントのうち、建設コンサルタント登録部門に係る営業を営む者は、国土交通省に備える建設コンサルタント登録規程(以下「登録規程」という。)に基づく登録簿に登録を受けることができる。

登録を受けようとする者は、登録部門ごとにその業務の技術上の管理をつかさどる専任の者(以下「技術管理者」という。)を置かなくてはならないが、この度、建設コンサルタント登録規程違反の疑義に関する情報提供を受け、沖縄総合事務局は、登録規程に基づく登録部門に係る技術管理者全てに対し、常勤の確認調査を行ったものである。

(131社178登録部門:平成19年2月21日時点)

2. 確認調査の結果

調査の結果、登録規程第11条(登録の消除)第1項の

- ・ 第6号(変更等の届出がなくて登録規程第3条第1号(※参考)に規定する要件を欠くに至ったことが判明したとき。)、
- ・ 第8号(登録を受けた者がその業務に関し不誠実な行為をしたとき。)及び
- ・ 第10号(現況報告書中に重要な事項についての虚偽の記載があることが判明したとき。)

のいずれかの規定に該当していることが確認された。

よって、平成19年6月19日付けで40社45登録部門を消除したものである。

※ 参 考

(登録の要件)

第3条 登録を受けようとする者は、次に該当する者でなければならない。

- 1 登録を受けようとする登録部門ごとに当該登録部門に係る業務の技術上の管理をつかさどる専任の者で次のいずれかに該当するものを置く者であること。

イ 略

ロ 略

【建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用の方針】

(1)技術管理者

「業務の技術上の管理をつかさどる専任の者」とは、常勤(休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務することをいう。)で、かつ、業務の技術上の管理を専任で行う者とする。